# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、児童手当事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

新居浜市長

#### 公表日

令和7年3月28日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1   渕建情報							
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務						
①事務の名称	児童手当に関する事務						
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給する。特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 認定請求書の受理・審査・決定・通知等 2. 額改定認定請求書及び額改定届の受理・審査・決定・通知等 3. 現況届の受理・審査・決定・通知等 4. 各種届の受理・審査・決定・通知等 5. 他自治体等からの児童手当状況等照会への回答 6. 公金受取口座登録制度に登録された口座情報を取得し給付						
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 申請管理システム						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
児童手当情報ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 及び別表 項番81 2. (番号法)別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条						
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 実施する ] 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(情報提供)項番42、125、141、161(情報照会)項番106、107 2. (番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報提供)44、127、143条(情報照会)108条						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	福祉部 こども局 こども未来課						
②所属長の役職名	こども未来課長						
6. 他の評価実施機関							
_							
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求						
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課						
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部こども局こども未来課						
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した						
適用した理由							

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	17年1月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
		令和	17年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書	]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	び全項目評価書		
されている。	心依関に りいては、てれ	て化里点項目	计侧音人は主境に	は計画者において、グ	ヘン対象の計細が記載		
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワーク	システムを通	じた入手を除く。	)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	3 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であん	3 ]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			Ι	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分であん	3 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	ムを通じた提供を	除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分であん	3 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続	しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であん	3 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[   十分であっ	3 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			

7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない							
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	マイナンバーは申請者から直接取得することを徹底し、住基ネット照会時には4情報(氏名、住所、生年月日、性別)または住所を含む3情報による照会を行っています。取得後は複数人で確認し、上長が最終確認を実施しています。書類やデータは暗号化や施錠管理を行い、廃棄時には保護責任者の事前承認の取得、適切な方法での廃棄、管理台帳への記録及び保護責任者への報告を徹底しています。さらに、定期的なプロセス見直しを行うことにより、リスク軽減を図っています。また、職員研修を実施することにより、特定個人情報の取扱いの意識向上に努めています。							

9. 監	査								
実施の	有無	[	〕自己点検	[ O ]	内部監査	[ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・啓発									
従業者	に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最	も優先度が高いと考	えられ	る対策		[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施	する		
最も優る対策	先度が高いと考えられ	<選排 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)	目的外の入手が行わ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正っ 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	れるリスク・ 事務に必要 で不正に使り な使用等の うわれるリス システムを システムを い・滅失・毀	への対策 要のない情報 用されるリスクの対策 リスクへの対策 、クへの対策 通じて目的を 通じて不正な	そとの紐付けが行われるリスクへの対策 ウへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 トの入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	] を除く。)		
当該対	策は十分か【再掲】	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	判断の根拠	を付与 見直し 発見で	し、不要な権限は制限 も実施しています。また	しています。 - 、アクセス	。異動や退職 覆歴や操作の	対策として、業務に必要な職員にのみアク は時には迅速に権限の変更・削除を行い、 コグの監視・記録を行い、不正利用の兆何 証を導入し、堅実な認証プロセスを通じて	定期的な <b>戻を早期に</b>		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月15日	I 5. ②所属長の役職名	藤田 憲明	子育て支援課長	事後	様式変更による。
令和2年3月13日	Ⅱ 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	2020/3/11	事後	
令和2年3月13日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	2020/3/11	事後	
令和4年3月16日	I 4. ②法令上の根拠	(番号法)第19条第7号	(番号法)第19条第8号	事後	
令和5年3月20日	I 1. ②事務の概要		5. 他自治体等からの児童手当状況等照会へ の回答	事後	
令和5年3月20日	I 1. ③システム名称		4. 申請管理システム	事後	
令和5年3月20日	I 3. 法令上の根拠		3. 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第	事後	
令和5年3月20日	I 4. ②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第8号及び別表第二 (情報提供)項番26、30、87	1. (番号法)第19条第8号及び別表第二 (情報提供)項番26、30、87、106	事後	
令和5年3月20日	I 5. ①部署	福祉部 子育て支援課	福祉部 こども局 子育て支援課	事後	
令和5年3月20日	I 8. 連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目 5番1号 新居浜市役所福祉部子育て支援課	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目 5番1号 新居浜市役所福祉部こども局子育て	事後	
令和5年3月20日	Ⅱ 1. 対象人数	令和2年3月11日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年3月20日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和2年3月11日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和6年5月10日	I 5. ①部署	福祉部 子育て支援課	福祉部 こども局 こども未来課	事後	
令和6年5月10日	I 5. ②所属長の役職名	子育て支援課長	こども未来課長	事後	
令和6年5月10日	I 8. 連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目 5番1号 新居浜市役所福祉部こども局子育て 支援課	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目 5番1号 新居浜市役所福祉部こども局こども未 来課	事後	
令和7年3月28日	I 3. 個人番号の利用法令 上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項及び別表第一 項番56 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 3. 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項 4. 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第23号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表 項番81 2. (番号法)別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	現行の番号法に合わせて修 正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		1. (番号法)第19条第8号及び別表第二 (情報提供)項番26、30、87、106 (情報照会)項番74、75 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 (情報提供)19、44、53条 (情報照会)40条	1. (番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(情報提供)項番42、125、141、161(情報照会)項番106、1072. (番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報提供)44、127、143条(情報照会)108条	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	Ⅱ 1. 対象人数	令和5年2月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和5年2月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱ 9. 監査	自己点検	内部監査	事後	
令和7年3月28日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。
	IV 11. 最も優先度が高いと 考えられる対策	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。